

## 最低賃金のさらなる引上げを求める会長声明

本県の地域別最低賃金は、2016年10月20日から、時間額716円に改正された。従前は時間額695円であるから、21円増加したことになる。この増加額は、2002年以降の増加額の中で、最も大きいものである。

しかし、改正された時間額によっても、週40時間、年52週の労働で得られる賃金は年額148万9280円、月額12万4107円にとどまり、この賃金では労働者が健康で文化的な生活を営むことができず、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上も見込めない。

青森労働局の「青森県最低賃金の改正答申について」によれば、従前の時間額は生活保護水準を34円上回っていたとしている。しかし、厚生労働省が地域別最低賃金と生活保護水準との乖離額を計算する際に使用する生活保護水準は、生活扶助及び住宅扶助を基に設定しており、医療扶助、介護扶助などは反映されていない。生活保護における公課禁止、国民年金保険料の免除などの制度も考慮すれば、従前の時間額はもちろん、改正後の時間額であっても、実質的に生活保護水準を上回っているとはいえない。換言すれば、現在も、本県の最低賃金額で働いた場合、最低限度の生活を営むことができるとはいえない状況にある。

また、労働者が健康で文化的な生活を営み、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図る観点からすれば、最低賃金は生活保護水準を超え、資産の形成等もできるようにしなければならない。

2015年の賃金構造基本統計調査によれば、本県の短時間労働者の平均時給は849円で、改正後の時間額との差は133円である。全国の短時間労働者の平均時給は1059円、改正後における地域別最低賃金の全国加重平均額は823円、その差は236円であり、本県は全国平均に比べてその差が小さい。本県では、最低賃金又はこれに近い額で働いている労働者が多いと考えられ、その分、最低賃金が低いことによる県民生活への影響も大きいことになる。

したがって、本県において、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図り、労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、2017年以降、最低賃金をさらに引き上げるべきである。

以上

2016年（平成28年）11月21日

青森県弁護士会

会長 竹本真紀